

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

稲美町長 中山 哲郎

市町村名 (市町村コード)	稲美町 ( 28381 )	
地域名 (地域内農業集落名)	母里地区 (上条・高菌・中条・下条・上場・中場・印西・川北・学校前・上野谷・ 下野谷・草谷南・本田・相野・下草谷上条・下草谷下条・野寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月9日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、約558haの農用地があり、地域の中心的な担い手として、集落営農組合や認定農業者が農地の多くを耕作している。加えて、多面的機能支払交付金事業等を活用し、地域団体として、農地や農業施設の保全や管理を行っているため、現時点で目立った農用地の荒廃はない。また、当地域の農業者は、将来的な農業経営規模について、約54%が現状を維持する意向がある。

一方で、農業者全体の高齢化が進み、集落営農組合の構成員や自給的農家の平均年齢も高くなるなか、後継者の不在が課題となっている。当地域において、後継者がいない農家は全体の約60%であり、また、将来的には農地を維持できず、離農を含む経営規模縮小の意向がある農家は全体の約37%を占める。当地域における後継者問題は喫緊の課題であり、将来的な耕作放棄地の発生防止や農業用施設の管理維持のためにも、地域的な対策を講じる必要がある。

そのため、当地域においては、将来的な担い手を確保する体制を整備するため、地域計画の策定に向けて、地域一体となって検討を進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲美町は、西日本最大級の大麦の産地として、六条大麦の生産が盛んである。当地域においても、集落営農組合による水田を活用した麦と水稲との二毛作などが盛んである。また水稲・麦のほか、園芸作物として、キャベツ、スイートコーン、ブロッコリー、トマト、メロンなどが栽培されており、これら5品目は、稲美町独自の農産物ブランド「稲美ブランド」に認定されるなど、地域の特産品として認知されている。

しかし、将来的な後継者不足が課題であるため、現在の中心的な担い手による農業経営を継続するためにも、スマート技術等を活用した農作業の省力化などを検討していく。

また、環境にやさしい農業の導入や拡大を検討し、将来的な優良農地の維持や多面的な環境保全を図るとともに、減農薬・減化学肥料栽培の農産物の高付加価値化による農業所得向上を目指すことで、新たな担い手の確保に向けて取組を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	558.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	558.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域は、加古地区を基本として、農振農用地区域内の農地等を農業上の利用を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在、地域の農地は、集落営農組合を中心とした担い手にほぼ集積できているため、現在の担い手による耕作の継続を基本としながら、離農や規模縮小によって所有者に貸出の意向がある農地について、規模拡大の意向がある担い手農家への集積を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構による貸借へ移行する。また、地域計画策定後に新たな農地の貸借を行う場合は、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地についてはほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者の高齢化や後継者不足が課題となっているため、地域の集落営農組合や認定農業者等の担い手が、円滑な農業経営を継続できるよう、稲美町及びJA等の関係機関に相談しながら、地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個人農家の経営規模では維持できない農地や、非農家が所有する農地については、主に、地域の集落営農組合へ農作業委託が行われている。今後は、農業者の高齢化により、個人農家では維持できない農地の増加が見込まれるため、農業支援サービス等の活用を検討する必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①増加しているアライグマ、ヌートリアなどの有害鳥獣について、町の防除計画に基づく防除体制の整備を検討する。また、イノシシについても被害状況の把握などに努める。
- ②化学肥料の価格高騰の対策として、減農薬・減化学肥料に努めるとともに、環境保全や農産物の高付加価値化を図り、有機・減農薬・減化学肥料による栽培を検討・推進する。
- ③担い手の省力化やコスト低減、生産性の向上を図るため、スマート機器の導入を検討する。
- ⑦⑧用排水路、パイプ送水管、ため池の管理について、地域の土地改良区・水利組合にて管理運営を継続する。